

ないことは、生活課題を日々乗り越えていくことが生活と言うことです。

自立へのステップを考える上で、第二に大切なことは、ステップは繰り返されることがあるということです。母子家庭の中には、血のにじむような苦労を経てようやく乗り切った困難な状況に、しばらくして再び陥ってしまう場合もあります。自立へのステップをひとつずつ上がっていった後、再び、もう一度、はじめからステップをやり直すことになるのです。このような場合、熱意を持って支援にあたっていた者ほど、深刻な徒労感にみまわれるかも知れません。しかし、ぎりぎりの生活状況の中で、日々生活している母子家庭は、ちょっとした状況の変化で、現在保っている生活のバランスを崩してしまう可能性を高く持っているのです。

自立へのステップは、前後したり、繰り返したりして進んで行くものであり、それが生活というものなのです。大切なことは、当事者が今現在いる場所と、そこで現在直面している課題を正確に把握することです。支援者が勝手に自立へのステップを思い描き、期待を裏切られることは、より深刻化した困難な状況を生み出す結果につながります。

3. 自立のステップごとに利用できる社会資源の例

(1) 困難の前の時期

生活の激変を迎えるまでの前の段階に利用できる社会資源の例です。ひとり親家庭になることを考えている時期などに力になってくれます。

【当事者組織】 母子や寡婦の当事者が互いに結びついて、支援し合っている組織です。「母子寡婦福祉団体」などの全国的な組織や「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」などインターネット等を介したゆるやかな組織などがあり、情報交換や悩み事の相談を受け付けているものもあります。

【民生委員児童委員】 地域住民の生活、家族、健康のことなどで問題を抱えている人の相談に応じています。各地域の事情に精通している人も多いので、地域の保健福祉センターや児童相談所等とも協力して支援にかかわることが期待できます。

【児童相談所】 子どもの養護、心身障害、非行、不登校、しつけ問題、里親制度などについての相談に応じています。

(2) 生活困難の時期

生活の激変や生活困難に直面した際に、さまざまな問題に対処するために利用できる社会資源の例です。

① 暴力等の危険から利用者を保護するための機関

暴力、虐待等を受け、命の危険を感じたり、危険な状態にある場合、家族で緊急に一時保護を利用することができます。

【婦人相談所】 婦人相談員などが女性に対する暴力についての相談に応じています。一時保護所や母子生活支援施設が併設され、それを利用できる場合もあります（売春防止法 34 条等）。

【女性相談センター】 配偶者暴力相談支援センターを併設し、DVの被害の相談、被害者の保護などにあたっています。

【福祉事務所】 生活保護制度をはじめとする社会福祉 6 法に定められている援護、育成または更生に関する業務を行っています。母子の相談を担当する相談員が対応しています（社会福祉法 14 条等）。

【警察】 近年、DVの被害などに対する認識が強くなってきました。緊急の通報時に限らず、女性の警察官に積極的にいかかわってもらうように協力を仰ぎましょう。

【婦人保護施設】 保護を必要とする女性が入所できる施設です（売春防止法 36 条等）。

【母子生活支援施設】 18 歳未満の児童を養育している母子世帯の母親が、生活の諸問題で児童の養育ができない場合に、母子で入所できる施設です（子どもが 20 歳まで利用可）（児童福祉法 38 条等）。

【児童相談所】 児童や児童を養育している家庭からの相談に応じている窓口です。一時保護所が併設され、児童の緊急保護を行ったり、親の育てられない児童を児童養護施設などの入所へと措置したりしています（児童福祉法 15 条等）。

② 離婚、借金、養育費等について利用できる社会資源

【家庭裁判所】 家庭裁判所では、離婚、財産分与、慰謝料などに関することについて無料で相談を行っています。「調停」や「審判」などの家庭裁判所を利用するための申し立て手続きについても積極的に問い合わせるとよいでしょう。

【弁護士会】 各都道府県にある弁護士会では、料金の不安などから弁護士に相談できないことがないように、どの弁護士に相談しても一律料金となるようにしています。料金は、有料で 30 分 5,000 円です。2 回 3 回と重ねる場合は料金が変わってくるので、その都度、弁護士に確認することが必要です。

【法律扶助協会】 財団法人法律扶助協会は、離婚、扶養、相続、金銭トラブル、損害賠償などの法律問題について、法律の専門家による情報提供を行っています。あらかじめ登録されている弁護士が無料で相談を行う事業（1 人 30 分程度）も実施しています。裁判の手続き費用の立て替えなどの相談もすることができます。弁護士費用が用意できない場合に、法律扶助制度を利用することができます。これは、法律事件を解決するために必要な金額を算出し、一時的に立て替える制度です。お金は分割払いで返します。利用には審査があり、収入などの証明書類を提出する必要があります。

【都道府県など】 母子福祉センターなどにおいて、母子世帯の抱える専門的諸問題の相談に応じるため、特別相談事業を実施しています。

(3) 自立準備の時期

自立へ向けて少しずつ生活に移行していくために利用できる社会資源の例です。

① 子どもとの生活をサポートするために利用できる社会資源

【母子生活支援施設】 18 歳未満の児童を養育している母子世帯の母親が、生活の諸問題で児童の養育ができない場合、母子で入所できる施設です（子どもが 20 歳まで利用可）（児童福祉法 38 条等）。

【児童養護施設】 保護者のいない子ども、家庭環境に恵まれない子どもが入所し、生活できる施設です。ショートステイ、トワイライトステイが利用できる場合があります（児童福祉法 41 条等）。

【公営住宅】 住む場所に困っている人が低家賃で借りられる住宅です。都道府県や市町村が運営しています。母子世帯の家賃軽減措置を受けられる場合があります。

【児童家庭支援センター】 地域の子どものさまざまな問題について、子ども、母子世帯、その他の世帯、地域住民などからの相談に応じています。児童福祉施設に併設されていて、夜間、一時保護など緊急時の対応ができる場合もあります。

【児童扶養手当】 父親がいない（離婚、死亡、未婚、遺棄、生死不明など）、または重度の障害者の父親をもつ子ども（18 歳の年度末まで、障害が中度以上の場合 20 歳未満まで）を監護する母親、または母に代わって養育している人が利用できます。前年度の所得が所得制限限度額以下であることが条件です。手当の支給事務は、市町村（福祉事務所を設置していない町村は都道府県）が行っています。

支給される額は、所得に応じて次のように二段階に設定されています。

「全部支給」＝42,370 円（月額）

「一部支給」＝所得に応じて 42,360～10,000 円の間で 10 円きざみ（月額）

【児童手当】 6 歳到達の最初の年度末（3 月 31 日）までの間にいる子ども（義務教育就学前）を養育している人が利用できます。前年の所得が所得制限限度額以下であることが条件で、認定請求をして利用します。手当の支給事務は市区町村で行っています。支給される額は、次のように設定されています。

第一子・第二子＝1 人につき 5,000 円（月額）

第三子以降＝1人につき 10,000 円（月額）

【生活保護】 生活困窮者に対して最低生活を保障する制度です。病気などのため、生活費や医療費などに困り、ほかに方法がない時のよりどころとして利用できます。給付には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があり、利用には所得制限があります（生活保護法等）。

【母子世帯医療費助成】 医療費の自己負担分の助成を市町村や都道府県が行っています。所得制限があり、申請により、医療証が交付され受診の際に医療機関に提示すれば、保険診療分について無料で医療機関を利用できます。

② 就労支援のために利用できる社会資源

【ハローワーク（公共職業安定所）】 職業相談、就職口の紹介、職場適応訓練や公共職業訓練の斡旋などを行っています。寡婦等職業相談員が相談に応じています。

【都道府県雇用均等室】 助成が働きやすい職場環境の整備や仕事と家庭との両立を図るための相談に応じています。必要に応じて企業に行政指導を行うこともあります。

【母子福祉センター】 母子世帯の母親に対し、就職のための技能講習会の実施、電話生活相談、法律・経営などの専門的相談、就労関係機関への紹介などを行っています。

【母子福祉団体】 母子や寡婦のために相談や就労支援などの自立支援事業を行っています。各地域の母子福祉団体で独自に売店等を運営して働く場を提供したり、自治体の補助を受けてパソコン講座等の就労支援事業を行ったりしています。

【訓練手当支給制度】 公共職業安定所長の支持により、公共職業能力開発施設（職業能力開発校）で職業訓練を受ける場合や、就職に先立って、仕事や職場環境に慣れるため事業所内で訓練を受ける母子世帯の母親に対して訓練手当を支給しています。

【公共職業訓練制度】 仕事に就く前に技能を身につける必要のある人が、公共職業能力開発施設において、専門の指導員のもとで職業訓練を行う制度です。

【教育訓練給付制度】 雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった人（離職者）が指定教育訓練講座を修了した際に経費を補助する制度です。

【雇用保険】 労働者が失業した場合や雇用の継続が困難になった場合に、生活の保障、あるいは雇用の安定と就職の促進をはかるために手当などを支給する制度です。労働者を雇用する事業所は、業種、規模を問わず雇用保険の適用事業所となります。労働者には、「雇用保険被保険者証」が事業主を通じて公布されることになっています。公布されていない場合、会社が手続きを行っていないかどうかを確認する必要があります。パートタイム労働者は、次の要件を満たす場合に加入できます。① 1週間の所定労働時間が20時間以上（30時間以上は一般被保険者の適用）であること。② 1年以上引き続き雇用されると見込まれること（契約更新で1年以上になる場合も含む）。

（4）自立確立の時期

自立した生活を確かなものにして行くために利用できる社会資源の例です。

① 入院や残業等に際して利用できる社会資源

【ファミリーサポートセンター】 子育てなどの援助を行いたい人と援助を受けたい人とお互いに会員になって、助け合うグループを支援する所です。

【ショートステイ、トワイライトステイ（子育て支援短期利用事業）】 ショートステイは、親が、疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張、学校の行事への参加などのために一時的に養育が困難な場合、7日以内程度で子どもを保護する事業です。トワイライトステイは、親が恒常的な残業や変則勤務などの理由で、帰宅が夜間や深夜となる場合、子どもを保護する事業です。

【緊急一時保護】 暴力や虐待など命の危険がある場合や生活の場を失うなどの困難な状況に直面した場合などに、家族で緊急に一時保護を利用することができます。保護者の入院、仕事の出張、事故、看護、ひとり親になった直後など、子どもを養育するのが困難な場合、子どもだけ一時保護を利用することができます。

「子どもと家族の緊急一時保護受け入れ先の例」

(全施設で受入れ) 婦人相談所, シェルター

(一部施設で受入れ) 母子生活支援施設, 婦人保護所, 児童養護施設, 乳児院, 児童家庭支援センター, 宿所提供施設

「子どもだけの緊急一時保護受け入れ先」

(全施設で受入れ) 児童相談所

(一部施設で受入れ) 母子生活支援施設, 児童養護施設, 乳児院, 児童家庭支援センター

【介護人派遣事業】 母子世帯の母親, 寡婦および父子世帯の父親が, 技能習得のため通学するなど, 自立促進のために必要な場合, 冠婚葬祭などの場合, 疾病の場合など一時的に介護, 保育などのサービスが必要な世帯に有料(児童扶養手当受給者は無料)で介護人を派遣している制度です。

【学童保育クラブ】 放課後, 保護者のいない学童を対象に青少年の健全育成の目的で行われている地域の保育事業です。町内会・父母の代表者, 民生委員児童委員等で組織された地域の運営委員会が委託を受けて事業を行っています。時間は放課後の5~6時間, 費用等は地域により異なっています。

② 子の就学などの経済的なサポートとして利用できる社会資源

【母子寡婦福祉資金貸付】 「母子福祉資金貸付について」を参照してください。

【日本育英会奨学金】 日本育英会が, 経済的に就学に困難がある学生に対し, 奨学金の貸与を行う制度です。学校長等から推薦された申込者に対し, 学力や, 家計を支えている人の収入についての選考を行い貸与が決定されます。日本育英会以外にも, 各学校で独自に行っている奨学金制度が利用できる場合もあります。

《参考文献》

『ひとり親家庭へー新しい生活を始めるためのガイドブッカー』新企画出版社。

『母子家庭等自立支援相談マニュアル』大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課, 2003年。

『お母さんと子どものくらしネットワーク』大阪府健康福祉部児童福祉課・大阪府中央子ども家庭センター, 2002年。

『母子・父子福祉のしおり』北九州市保健福祉局生活福祉部児童家庭課, 2001年。

(小林理)

3. 結 論

「母子自立支援研究」では、「現状の支援体制」を検討するにあたり、自立困難な母子世帯に焦点をあて、自立を困難にしている要因分析を行い、多様な要因の明確化を図った。また、自立困難な母子家庭に対する具体的な支援のあり方を検討した結果、今後、母子支援対策は市町村を中心に進められる予定であるが、個別の母子世帯に対するきめ細かな支援の方法について、事例の蓄積や知見による具体的なマニュアルの作成が急務であることが明らかになった。

そこで、今年度は、半構造的面接及び検討会議における討議を経て、母子自立支援のための「母子自立支援員マニュアル」（試案）を作成した。母子自立支援に必要な支援項目が多岐にわたること、母子自立支援の仕事は、かなり高度な内容を含んでいることもあり、今後、このマニュアルをより精緻なものとしていく必要があると考える。

具体的には、以下に示す課題について、継続して「母子自立支援研究」に取り組んでいきたい。

第一に、母子自立支援員のための相談マニュアルについて、その第一次的な試案作成をする作業を完成させたが、これを精緻なものにするには、全国の都道府縣市町村に対して同マニュアルの作成の有無、作成の過程等に関する全国調査を実施することと併せて、実際に出来上がったマニュアルの比較検討を行い、より適切な現実に用いられ易いマニュアル作成を行うこととしたい。第二に、ハローワーク等の就労支援に関する情報提供や職業紹介等とのネットワークの構築の実態を明らかにし、母子自立支援員の支援のあり方を検討する。第三に、子どもの利益を前提とし、かつ、当事者の主体性に基づく、職業紹介や就労支援、DV 被害者に対する支援（法整備、養育費、離婚調停など）、ひとり親の支援をめぐるネットワークの構築などのあり方を検討することとしたい。

(#####)

第2部 再婚家族（ステップファミリー）の実態と支援のあり方に関する研究

第1章 ステップファミリー研究の目的と概要

1. 研究の目的と2つのアプローチ

子連れ再婚家族（ステップファミリー）に関する研究領域では、日本において研究蓄積が皆無に近く、かつ将来的にますます拡大可能性のある家族形態の理解を深めるとともに、それに対するフォーマルおよびインフォーマルな社会的サポートの可能性を緊急に探索するために、多面的な研究アプローチを試みた。それは大きく分けると、2つのアプローチから成る。第1に、ステップファミリーの家族としての特性や支援ニーズの特質を把握することを目的とした家族社会学的な基礎的研究、そして、第2に、ステップファミリーへの支援のあり方を探るための応用的な研究である。さらに後者は、(1)ステップファミリーの援助ニーズと専門機関（その従事者）の社会的支援との適合性を検討するフォーマル・サポートの研究、および、(2)当事者同士のセルフヘルプグループによるプログラム開発と実践の可能性を探索するインフォーマル・サポート研究、とに分かれる。

2. ステップファミリー当事者へのアプローチ

第1のアプローチでは、ステップファミリーを経験している人たちの家族経験に関して広がりや深みのある記述を得るために、半構造化インタビューの方法によって、可能な限り多数の事例（質的データ）を収集した。そして、おもに家族社会学の視点から、当事者が語る家族経験、家族関係を比較分析してきた。第1の研究目的は、多くのステップファミリーに共通する特有の関係形成パターンや感情、関係形成・維持における困難な課題、陥りやすい問題などが観察されるかどうかを検討することにある。第2には、ステップファミリーの間にもどのような多様性があるか、とくに問題が深刻化しやすい条件や家族形成を容易にする条件があるかどうかを明らかにすることを主眼としている。

分析の対象となったのは、この研究グループがすでに実施していた当事者アンケート調査において個別インタビューへの協力を申し出ていた回答者、後述のSAJによるセルフヘルプ活動への参加者で協力を申し出てくれた方、既存のインタビュー協力者が紹介してくれた方などである。対象者を見つけることが困難な状況で、可能な方法を駆使して事例を増やしてきた。この科研プロジェクト以前から継続してきたインタビューの対象者数は、累計58名になる（2004年2月25日現在）。インタビュー時間は、平均して2時間～2時間30分であり、カセットテープに録音した（6名に関してのみ2度目のインタビューを実施している）。対象者の圧倒的多数は（継）親の立場にある方々（55名：9組のカップルを含む）である。ステップファミリーを子どもの立場で経験した成人へのインタビューは3ケースのみであり、子どもの立場から見たステップファミリー研究は今後の課題となっている。

（継）親の立場にある対象者の内訳は、女性が46名で圧倒的多数を占める。とくにパートナーのみに前の結婚での子どもがいる（自分は子どもを連れていない）継母が全体の約4割を占める最大多数カテゴリーになっている。ついで、夫妻の双方が子どもを連れて再婚した実継母が約4分の1、実母が2割弱を占める。一般に男性の対象者が少なかった

が、現実にはかなり割合が高いとみられる（自分は子どもを連れていない）継父の対象者を見つけることがとくに困難であった。いわば公募やスノーボール（雪だるま）方式のサンプリングの結果を反映している対象者カテゴリーの分布は、ストレス経験が多く、サポート・ニーズの高い人たちに偏った可能性がある。にもかかわらず、現在のパートナーとの間に子どもがいる対象者といない対象者がほぼ半数ずつであり、結婚年数も結婚に至る前のカップルから結婚後15年以上を経過した家族まで、結婚時の子どもの年齢も幼児から成人までを含み、ケースの多様性は大きい。そのために、家族関係や状況の複雑さ、心理的ストレス状況の深刻度などの点で異なる家族間のデータ比較が可能になり、分析結果に一定の妥当性を与えている。（野沢慎司）

3. ステップファミリー支援へのアプローチ

第2のアプローチは、関東・関西圏の児童福祉、保育、臨床心理などの専門家13名を対象にしたインタビュー調査、およびアメリカ合衆国で用いられているプログラムをもとに作成したテキストのセルフヘルプグループ場面での応用・実践、という二段構えである。

これまで、母子家庭を中心とするひとり親家庭が固有のニーズをもった児童家庭福祉の支援対象としてとらえられてきたのに対して、日本の再婚家族は特別なニーズをもった家族であるとみなされず、公的な支援政策の対象とされてこなかった。今回の調査研究では、固有の問題を抱えていると考えられる再婚家族の今後の支援のあり方について、専門機関の支援と当事者組織における支援という2つの側面から検討した。現状の公的な児童家庭相談機関では、再婚家族に関して実際にどの程度の相談を受けており、具体的にどのように支援しているのか、再婚家族の支援実態について明らかにする。また、支援にあたっては、専門職従事者は、離婚、再婚、ひとり親、ステップファミリーといった家族経験をどのように意味づけ、価値づけているのかを明らかにすることを目的とした。

少なくとも、児童相談所や家庭児童相談室などの相談統計分類では、「再婚家族（ステップファミリー）」というカテゴリーでデータが蓄積されていない。この調査では、個別の専門職の支援経験の中から再婚家族の支援経験を析出し、その実態を明らかにするという方法をとらなければ、公的機関での支援実態は明らかにできない。そこで、専門家への個別インタビュー調査をとおして質的データを収集することとした。

以上のように、専門家支援が必ずしも再婚家族固有の問題に対応して実施されていない現状から、新たに創設された日本初の多様な再婚家族の当事者組織であるステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン（SAJ）では、独自の当事者支援活動をこれまで展開してきた。2002年1月より、3ヶ月ごとに関東、関西、九州などの地域別に、再婚家族の親たちのための対面型セルフヘルプ活動を実施し、新たな家族関係を構築するための再婚家族固有の情報提供などを中心とする交流を行ってきた。当事者活動調査研究においては、こういった活動の実践をとおして、アメリカで開発された当事者による支援プログラムをわが国の実態にあわせた、独自の再婚家族の当事者支援プログラム開発を行うことを目的とした。さらに活動をとおして、最も多くの問題を抱えていることが明らかになった「継母」に焦点をあてた教育支援プログラム活動「LEAVES ステップママ」を開発・実施した。なお、実施にあたっては、全国各地に点在する継母の参加促進のため、メールや掲示板などを利用したオンラインによるプログラム活動として計画した。（茨木尚子）

第2章 継父のいるステップファミリー

1. ステップファミリーの多様性と継父のいる家族

今回のインタビュー調査の対象者は、継母の立場にある方が多かったが、実母と継父という組み合わせ、あるいは夫妻双方に連れ子がある実継母と実継父という組み合わせのステップファミリーもかなり含まれていた。さらに、自分あるいは配偶者の以前の結婚での子どもが（おもに元配偶者とともに）別の世帯で暮らしているかどうか（接触がある場合とない場合がある）、現夫婦間に新たに子どもがあるかどうかなどの条件によって、ステップファミリーと言っても多様な家族状況が含まれる。ここでは、実際には数が多いと推測される継父のいる家族関係についてその共通性と多様性に関して考察を試みる。

2. 継父と継母に共通する問題と異なる反応 ― 継子の叱り方をめぐる問題

どのようなステップファミリーにおいても争点化しやすいのは、子どもを誰がどのように叱る（しつける）べきかという点である。継母や継父は実父や実母（あるいは祖父母）が子どもに甘すぎると感じる傾向があり、実父母は継父母を「厳しすぎる」と感じる傾向がある。ある30代の実母（ケース#45）は、「主人も実の子だったらここまで言わないんでしょうけれど、「早くしろ」とか言ってしまふところがありますから、実の子だったらちょっと甘い目で見てしまうようなところがあるけれど、それはしょうがないかなという目で見ています」と言っている。実母は継父が必要以上に厳しい態度で子どもに対してのように感じることもあり、それに対して実子を守りたい（もう少し甘くしてほしい）という感情を抱くことがあるが、それを直接に継父である夫に言うことを遠慮しがちである。

この問題をめぐっては、継母と継父と間に違いもある。多くの継母が、子どもを甘えさせることができない（かわいいと思えない）、つい口うるさく叱りすぎてしまうことを悩み、自分を責める心理的傾向が強いものに対して、継父の場合はそれをさほど深刻に受け止めることもなく、誰かに相談する必要性までは感じない（#40 実継父〔30代〕のように、妻が自分の連れ子をかわいがれないことを夫が深刻に悩むケースはあった）。全体として、継父のいるステップファミリーの結婚満足度は相対的に高い印象を受ける。むしろ、実母が継父と実子との間で、子どもの感情を気づかって悩むケースが目立った。

このような「継子の叱り方問題」に対する反応のジェンダー差は、母親役割よりも父親役割の方が距離を取り、柔軟に対応しやすいことを反映しているようだ。例えば、教師経験のある30代の継父（#36）は、継子にとっての自らの役割を次のように語っている。

父親ではないですね、学校の先生でしょうかね。（中略）どちらかという態度は研究者的で、観察することに徹しているような。あんまり教育はしていません。〔距離をおいているんですか？〕そうですね。（中略）多分どちらかという消極的な対応だとは思いますが、その方がこれから先（の子どもとの関係）に間違いが少ないだろうと思います。【注：〔 〕内は調査者の発言内容、（ ）内は文脈の補足説明を表す。】

一方、継父が父親役割を固定的に考えてしまう場合は、（継母子関係同様）継父子関係がこじれてしまう場合もある。しかし、実母が継父と子どもとの間の媒介者となり、時間を

かけて話をし、継父の子どもへの視線を変容させることによって、緊張関係が次第に緩和され、柔軟性を獲得する事例も見られた。

#37 実母（40代）

（夫は最初のうち）父親になろう、なろうという気持ちが強かったので、小さい赤ちゃんの時から（継子を）見ていないので、いきなり中学生、小学生がドーンときたものですから、上からものを見る。私はいつも「子供と同じ目線で話してよ」と言うんですけども、どうしてもそれが最初はできなかったですね。上から押しつけるようなものの見方をしていましたけれども、最近は子どもと同じ目線でしゃべれるようになったと思います。

主人が一番変わったのは、息子に関して言えば、「こうしろ」「ああしろ」と言うのではなくて、「相談してきたら逆に受け皿でいられるような立場でいたい」というのが、今年に入ってそういう話をしました。もう「ああしろ」「こうしろ」と言うのは無理だから、「おやじ、こうなんだけどどうしたらいい？ちょっと助けてくれよ」と言った時にいつでも「はいよ」とのれるような立場でいたいと言っていました。その通りだと思いました。

#49 実母（30代）

（夫は）そうカーッとなるタイプじゃないので、話せばわかるという人だから、（幼い子どもがどういうものかということをもっと今まで話せばよかったなと思って。我慢して抑えてて、ためてから言うところがあるので、私も。常に（言葉にして）言うようには心がけているんですけど。

（夫が子どもの行動を）「なるべく気にしないようにはしていく」って言ってからは、本当に上手くいっているので、やっぱり年数かな。年数が経てば経つほど、上手く行くとか慣れてくる、本当の家族みたいになってくるので、今2年経ったのであと2年くらい経てばもっといいのかなと思います。

これらのケースは、実父が継親子関係の媒介者となることなく、継母のみが継子のしつけや教育・世話の役割（すなわち母親役割）を自らに課して苦しむという継母家族に見られやすい状況とはだいぶ異なる。継父と継母は、家族関係構造上の位置や問題の質は似ており、同じように継子への否定的感情に悩まされるが、父親と母親に期待される子どもとの関わりの頻度や深さにおけるジェンダー差が心理的ストレスの差となって表れるようだ。

こうしたステップファミリー内のジェンダー差に着目しながら、以下では、継母・継父の双方のストレスが相乗効果的に極大化しやすい、夫妻双方に連れ子がいるケースを中心に考察してみたい。

3. 継父と継母（実父と実母）のいる家族の葛藤と緊張

(1) 「カルチャーショック」

米国のステップファミリー臨床家であるヴィッシャー夫妻なども指摘するように、子連れの再婚は（そしておそらく一般的に結婚は）「非現実的な期待」から始まる。結婚前は、結婚による利点、明るい面、よい面しか見ようとしな（見えない）。それは、子どもにとってのよき母親や父親の獲得であったり、経済的に安定した生活であったり、「周りが見えない」ほど「花火のように」燃えた恋の相手との結婚（#52 実継母）であったり、「ふつうの家族みたいに楽しい」生活（#49 実母）や「みんなでにぎやかに」暮らす生活（#45 実母）であったりする。それゆえに、多くの「ひとり親」たちは出会った相手と自分あるいは自分の子どもとの関係形成の十分な準備がないままに、楽観的な期待を持って急いで結婚する傾向がある。「子どもが少しでも年少のうちに」という心理が働いたことも広く表明されていた。しかし、結婚前にあまり予想していない現実のひとつは、結婚相手とその子どもが共有している家族観・生活感覚が自分（たち）のそれとは相当に異質であるという点にある。例えば、ある実継父は、それを「カルチャーショック」と表現している。

#51 実継父（30代）

実際結婚してみないとわからないことというのがどんどんでてきちゃった。[一緒に暮らし始めてから?] はい。まずそのカルチャーショックみたいな。何かにつけて違う。うちではこうだった。いや、うちではこんなことはない。[その思いは親同士の?] 今までずっと覚えてきたものがこうなんだけど、いやうちではこうだったとか。だから雑煮が白いか黒いかのあれですよ。 (中略) なるべく (相手が) 言っていることに合わそう、合わそうとはしていたんですけど…。

家族文化の衝突は、双方に子どもがいる場合、とくに子どもの教育やしつけをめぐる方針や価値観の対立という様相を呈する。学校や塾の勉強をしっかりとってよい成績を取ることを評価する親と礼儀正しい言葉遣いや家事の手伝いができる生活上の自立性を重視する親との対立（#29 および#30）がその典型である。宿題やテレビゲームをやる時間や歯磨きの仕方（#50）から、外を歩くとき子どもと手を繋ぐかどうか（#53）に至るまで、一見些細に見える暗黙の生活常識のズレが気になり出すと、それを調整することは意外に難しい。子どもの生活習慣が、父子家庭・母子家庭での生活状況によってだけでなく、これまで親役割を担った子どもの祖父母からの影響である場合、対立はさらに複雑になる。

(2) 実子と継子の違い

こうした文化の衝突とともに、結婚前の楽観的見通しや親役割への自信は、新しい同居生活が始まってしばらくすると壁にぶつかり始める。

#53 実継母（30代）

私は子どもが好きだと思っていました、今まで。（継子たちは）みんな私にも慣れてくれるだろうし、（子どもが）1人も2人も3人も4人も一緒だろうと思っていましたので。[そういう意味では自信があった?] 自信があったんです。実際に生活してみたら、おうちの中でのその子たちの行動ですとか、見えてなかった部分ですとか…（中略）だんだん慣れてきた頃に見えてきましたね。

#49 実母 (30代)

一緒に住んで2~3ヶ月位してから、本人(夫/継父)も言っていたんですけど、「おれはこんな短気だと思わなかった、自分で、イライラしてしょうがない」って言うんですよ。子どもがいるだけでうるさい、今まで一人だったのが、帰ってくればまとわりつくし、ドタドタ走り回ってるし、って言うんで結構イライラしていたみたいです。

こうした戸惑いを経験した継親たちの多くは、すでに述べたように、継子に厳しく対応するようになる。40代の実継母(#50)が、「お姉ちゃん(実子)には甘さが出せるんですけど、二人(継子)には辛さになっちゃうんです。そこが自分でわかっているので、自分が人間的に嫌な人間だなって思ってしまうんです。それが今すごいストレスなんです」と述べているように、継子に厳しい継母という自己イメージへの嫌悪感は、実子がいる場合には具体的な差別感を伴った感情である。

逆に、継子に嫌われたくないために、つい実子を叱りがちになると感じる実継母もいる。また、「(夫は)私に(夫の子が)怒られないように、(先取りして自分で)叱るようにしているというようなどころがあるので、かわいそう」(#39 実継母 30代)と言うケースや「主人の前で(夫の子を)叱っちゃうと、『自分の子には言わないで俺の子に言っている』と思われそうな気がして、なんかその辺が微妙に気をつかいますね」(#53 実継母 30代)というケースにみられるように、夫婦間に複雑な心理的な壁が生じやすい。いずれにせよ、繰り返し口うるさく叱られる状況が続くと(とくに思春期の)継子に問題行動(継親への反抗や家庭・学校での逸脱行動など)が現れ、そのために継親が継子への否定的評価をますます強め、さらに叱るという悪循環が生じることもある。

(3) 家庭の中で競合・防衛しあう2つの家族

このような状況が恒常化・過熱化すると、夫妻がそれぞれの実子を守ろうとする感情的反応を生む。場合によっては、競合する2組の親密な親子が同居する状況を生み出すことになる。このような家族構造が固定化すると、夫婦間の心理的な溝が子どもに関するコミュニケーションの回路を閉ざしてしまうことになる。

#53 実継母 (30代)

だんだん自分の思うように行かないということで、ちょっと嫌悪感みたいなものが出てきてしまって、私としては特に下の子ども(継娘)の方をあまりかわいく思えなくなってきたので、どうしたらいいだろうというふうに(夫に)言ったんですね。それを「おまえおかしいんだよ」と言って、その場で「ちょっと出て行ってくれないか」と(夫に)言われちゃったので。【ぼくの子どもをかわいいと思えないのかという感じですか?】そうですね。私もかなり努力したんですが、なかなか思うように行かないことでもすごく悩んでいた期間も長かったので、やっとの思いで言ったときに、「じゃ、こうしよう」というふうな(協力的な)反応を期待していたんですけども、(中略)逆に突っぱねられてしまったことがすごいショックで、この人「何でも話そう」って言ったけど話せないじゃないかって。とくに家庭内、お互いの相手(の子ども)のこ

とは話ができないと思ってしまったんですね。

ステップファミリーは、ひとつの家庭の中で分裂した家族となりやすい要因をいくつも抱えているが、そのひとつはジェラシー（嫉妬心）の問題である。しかも、多角的にジェラシー問題が生じる可能性がある。例えば、元配偶者（子どものもう一人の父親・母親）との関係維持の問題がある。離別した配偶者と同居の子どもを定期・不定期に面会させている（あるいは別居の子どもと自分が面会している）実母や実父は少なくない。しかし、それは現在のパートナーにとっては快くないものと捉えられることが多い。元配偶者と接触を保つことに対してパートナーからはっきりと不快感を表明されるケースも多かった。その感情への配慮と、子どもに実父あるいは実母との関係を続けさせてやりたいという気持ちとの間で、ジレンマを感じる実母・実父も少なくない。元配偶者と死別した場合でも、子どもにとって思い出深い故人の遺品や住宅が新しい配偶者にとってはジェラシーの対象となりやすい。夫婦間の親密さが後から形成されるステップファミリーにおいては、親密な親子関係（とくに配偶者の同性の子ども）に対してジェラシーを感じることは珍しくない。子どもにとっても、例えばこれまでは一人っ子だったのに、継ぎようだいができて母親を取られたような感情を抱く（と実母が感じる）ケースなど、新しい夫婦関係やきょうだい関係と古い親子関係が競合・葛藤する状況が生じないことの方がむしろ珍しい。

もうひとつは、家計の問題である。実子と継子の教育費や生活費などにかかる費用を誰が出すべきか（例えば、継父か、実父か、実母か、祖父母か）という問題は、家族内の競合・距離・差別感を強く意識させる問題である。実母たちの中には、自分の子どもの教育費を夫に依存せずに自分が捻出するために仕事をしたいと考える人が多かった。

4. ステップファミリーにおける緊張と葛藤の行く先

ジェラシーもお金に関する不満も、直接に表現しにくい。むしろ、そのように感じる自己を否定する感情が生まれやすい。しかし、そのことが夫婦の間に見えない溝を生み、感情表出をさらに困難にする。とくに妻（継母）の内面に緊張と不快感が鬱積することが多い。それがある日突然に、妻の心身の不調（病気の症状）というかたちで噴出することもある。妻の入院によって、夫が妻の心理的ストレスの深刻さに気づくケースも少なくない。

しかし、その解決策、つまり家族ストレス構造の出口を見つけることは容易ではない。ストレス状況が行き詰まると、夫婦関係を取るか、親子関係を取るかという究極の選択状況に追い込まれやすい。実際に、子どもを元配偶者や祖父母が引き取ったり、全寮制の学校に入学させたり、一人暮らしをさせたりするなど、子どもとの別居という選択を取った夫婦の事例も複数ある。これは、子どもの心情（追い出されたと感じるのではないか）を察する実親・継親にとっては苦渋の選択である（一定期間物理的に距離を置いたのち、とくに継子が思春期を過ぎてから、親密で安定した継親子関係が発展した例が複数あった）。

いずれにしても、ステップファミリーが直面する上記のような困難性は、異常なことではなく、むしろその家族関係構造に由来する通例的現象と理解すべきである。十分な時間をかけたストレスへの対処によって、継親子関係や夫婦関係は発達していく。事例分析の結果は、家族が大胆なコミュニケーションを意図的に試み、固定的な役割に縛られない柔軟性を持つことが、問題を深刻化させずに前進するための鍵であることを示唆している。

（野沢慎司）

第3章 初婚継母のいるステップファミリー

1. はじめに

ここでは、ステップファミリーのなかでも、高いストレスを経験するとされている、継母の悩みを考察する。継母のいるステップファミリーには、夫婦両方が前の結婚での子どもを連れて結婚した場合（たいていは、夫婦共に再婚で、継父と継母がいるステップファミリー）と、パートナーだけが子どもを連れている場合（パートナーは再婚だが、継母は初婚のステップファミリー）がある。このような家族状況の違いによって、継母の抱える悩みや問題も異なるものと予想される。そこで、本稿では、パートナーだけに連れ子がいるステップファミリーの初婚継母の事例を中心に考察し、その悩みが生み出されるメカニズムと、その悩みがどういったものか、を明らかにすることを目的とする。今回の調査対象者は継母の立場にある人が多かったが、そのなかでも、初婚の継母が半数近くを占めていた。

2. 子育て経験のない継母の子育て

(1) 結婚への非現実的な期待 — 楽観的な見通し

継母がパートナーとの結婚前に抱いていた期待に共通していたのは、結婚と同時に継母の子育て役割を引き受ける（母親になる）ことへの楽観的な見通しである。「自分は自分のパートナーとして選んで結婚するんだから、そこにたまたま子どもがいるだけと思ってたから、「母親になる」というのはあまり深く考えてなかった」（#17 継母 30代）、「こんなに人格的に素敵な人だったら、子どもが2人いてもやっていけるかな、って思ってた」（#54 継母 40代）と言うように、パートナーとの恋愛を経て結婚に至る場合、むしろ、パートナーとのロマンチックな新婚生活を描きがちとなる。

「子ども抜きにして考えたら成り立たない」とあらかじめ考えていたため、「最初に会って、子どもとも気が合うかどうかを見て、それから今後どうしていくか決めたいと思っていた」（#22 継母 30代）と、ある程度母親になるということに自覚的であった継母もいる。結婚前にパートナーと2人だけでなく、継子も交えて遊園地やピクニックに出かけるなど、交流を頻繁にもとしたり、「お試し」期間のようなかたちで、継子との生活を一時的に始めるケースもあった。この期間に、継子から「お母さんになって」（#34 継母 20代）、「ママって呼んでいいんだよね？」（#54）とお願いされたり、継子がよくなつてきたため、相性が合うと感じていた（#22、#38 継母 40代、#26 継母 20代など）。このような継子の反応が、「こんなに早くなつてくれれば、きつとうまくいく」（#54）と、結婚への決意に弾みをつけるものとなっていた。

そのなかでも、比較的これまで挙げたような、楽観的で甘い期待を抱いていなかった継母もいる。ある20代継母（#32）は、「元々甘いことじゃないからね、絶対に。最初は皆に反対されてたし、自分も自信なかったし。並大抵のことじゃ結婚できるわけじゃないって自分でも覚悟してたし」と、ある程度継子との信頼関係ができてからでなければ、結婚へは踏み切れないと考えていた。この継母は保育士という職業経験があり、継子の担任でもあったこともあって、結婚に至るまで継子との関わりが5年以上と、他の継母よりも長い（擬似的母親経験があった）。継子とも「お互い傷つけながらもぶつからないとわから

ない」と、お互いの心をさらけだす体当たりのコミュニケーションを繰り返していた。

子ども達の目つきだとか、態度とか、会話だとか、ほんとにちょっとしたことの積み重ね…毎日の積み重ねで接してる中でのこと、いっぱいいっぱい話した中での思い出を作っていきながら、培っていったものがたぶん自信になっていったんだよね。(結婚を決意したのは)それが、なんとなく、「あ、やっていけるかな」って思ったとき。

加えて、両親や友人など周囲からの大反対があり、それを乗り越えようと説得にあたっていたことが、結果的に、夫婦関係・継母子関係の繋がりを深めたともいえる。継母が結婚前に、継子の母親となるということにどれだけ現実的な心構えをしていたかによって、結婚に到るまでの継子との交流の仕方にも違いを生み出していた。ケースを比較すると、子育て経験がないために、現実的で具体的な継子のいる生活を想像できない。このような、非現実的な期待は、結婚後の現実とのギャップによって打ち砕かれていくことになる。継母が直面した現実とはどのようなものなのか、以下では、調査から浮かび上がってきた継母の経験を考察していく。

(2) 母親役割を期待されることへの戸惑い

継母の非現実的な期待を打ち砕くのは、パートナーの「妻」であること以上に、パートナーから継子の母親役割を期待されることでもある。継母は結婚後、パートナーから、日常生活の世話とともに、愛情をかけかわいがって欲しい、継子の「母親」になって欲しいと期待されている、と感じている。30代の継母(#21)は次のように夫からの期待を語っていた。

自分の子に母親を無くしてしまったっていう罪悪感があると思うんですよ、だんなは。それを私が来たことで埋まってるって、その罪悪感を埋めることができてるって思ってるんやろうなって。それが重たいんです、私は。

また、「俺のことを愛せるなら、俺の子どものことも愛せるだろう」(#17)と、直接言葉で言われたという継母もいる。パートナーにとって、再婚は継子(パートナーにとっては実子)に、新しい(良い)母親を得るという意味もあり、継母が継子の母親になれる・なってくれるだろう、と、こちらも非現実的な期待を抱いている。このように、継母に継子の「母親」代わりとなることを期待するパートナーと、その期待の重さに戸惑う継母、という夫婦間のずれが、今回の調査対象の夫婦に顕著にみられた。

同様に継子の祖父母が、「母にならなきゃ、途中からだけど母親になったんだから、がんばらなきゃいけないのよ」(#17)といった態度を固持していたり、継子から、結婚してすぐに「ママ」「お母さん」と呼ばれるようになったり(#19)、フルタイムのOLから専業主婦の母親への、急激な生活の変化(#21)などによって、継母はしだいに、違和感を抱きつつも継子の母親にならなければいけない、といった思いを強めていく。

しかし、子育て経験がないため、「(小学1年生の継子は)どこまでができて、どこまでができないかというのが、まずわからない」。また、継子を叱るだけでなく、「(子育て

てに) 妥協ができない。(叱った後で) 許すタイミングがわからない」(#34) など、ある程度成長している継子に途中から関わるうえでの戸惑いを感じているこのような状況は、ほとんどの初婚継母によくみられた。

(3) パートナーをめぐる継子との三角関係

ステップファミリーの夫婦には、初婚どうしの夫婦のように、夫婦2人だけで過ごす新婚期がなく、結婚と同時に子どものいる生活が始まることになる。パートナーを独占できるような新婚生活を期待していた継母にとっては、パートナーが「何でも子どもを優先する」(#38) といった状況や、「上の子(継子)がおるがために、だんなを取られてしまう」ため、この期待も叶わない。そして、パートナーと子どもの深い実親子関係に入り込めないといい疎外感を抱くようになる。家族の中でひとりぼっちになってしまった孤立感も伴い、「(継子は) 子どもやと思えないんですね。ひとりの女みたいな感じ。女対女って感じ」(#21) と、継子はパートナーをめぐるライバルと捉え、三角関係に陥ってしまうケースもあった。

(4) 子育て役割の移行 — 継子のしつけ直し

パートナーと継子との生活がスタートした時点で、パートナーが再婚するまでのひとり親家庭の期間に、中心的に子育て役割を担っていた人物から継母への子育て役割の移行が起こる。特に多くみられたのは、パートナーの両親(継子にとっては祖父母にあたる)からの子育て役割の移行であった。パートナーは前配偶者(継子にとっては実母)との離別・死別後、祖父母と同居したり、その近居に引っ越す場合もある。このパートナーや祖父母の子育て(主にしつけ)は、実母を喪失した経験をもつ継子を不憫に思うあまり、継母にとっては甘やかし過ぎていると感じさせることもある。

#22 継母(30代)

子ども2人が小さいとき、前の人が出て行ったんで、「かわいそうでしょうがない」って。何とか明るく育てて欲しいって、そればかりを願ってた。すごく子どもの望むがままに、物心両面で。だからね、(継子は) すごくわがままというか、贅沢というか、抑えがきかないというかね。

#17 継母(30代)

祖父母は継子をかまいすぎてしまう。結婚したときに、学習机が置いてあってとてもきれいになっていた。でもしばらくするとものが散らかってくると祖母が片づけてしまう。靴ひもを結んであげるとか、そういう細かいことを干渉するから、継子にとってはやってもらうのが当たり前で、やってもらってもありがたくもないし、それを祖母が手助けしてくれるのが当たり前だった。

また、継子の幼稚なくせ(指しゃぶりが止まらない、ひとりでトイレに行けない、留守番ができない)は、祖母が甘やかすばかりに治らないと継母が感じることもあるが、子育て経験がないために、「いずれ時間がたてば、そんなの大したことないのよって言えるレ

ベルなのかどうか分からない」(#26)。食事のマナーから食べ物の好き嫌いにいたるまで、この継子のしつけ直しが、継母の子育て役割に特徴的といえる。しかし、すでにある生活習慣を身に付け、社会化されている継子にとっては、継母のしつけ方にすぐにはなじめない。「おばあちゃんの家ではこうだった」(#34)、「おばあちゃんところではこんななかった」(#21)、「たまに遊びに来るお姉ちゃんのときは結構言うことを聞いてくれてたんですけど、一緒に生活し始めると、もう「イヤなことはイヤ」みたいな。「食べたくないものは食べない」みたいになっちゃって」(#26)と言うように、継母への反発・反抗となって、継母子関係を悪化させてしまう。

3. 現夫婦間の子どもの誕生 — 初めての子育て経験

子育て経験のない初婚継母にとって、初めての実子の出産・子育てを経験することになる、現夫婦間の子どもの誕生は、継母の役割形成や家族全体にとって、大きな転換点のひとつとなっていた。継子の母親にならなくてはならないという思いを強めていた継母にとって、実子が継子との比較対象となることで、それぞれに注ぐ愛情の差に気づき、継子に対しては母親にはなれないと気づききっかけとなっていた。そして、実子と同じような愛情を継子に持てないことを、本能や血縁に結びつけて意味付けることになる。

#21 継母 (30代)

ふつう親やったら、子どもにいつも愛情を持って、怒ってても愛情を持って、普段の時でももちろん愛情を持って接しますよね？(中略) (継子には) 下の子(現夫婦間の子ども)に感じる愛情っていうか、そんなん全然感じられへんから。

一方で、この実子の誕生が、継母子関係を好転させていたケースもみられた。

#22 継母 (30代)

私も頭ではわかっているけど、(継子に)「こうして欲しい」「この子はこんなことしてはいけない」というのがあったりして、それを口にばんと出してしまっただけで、追いつめてしまうっていう怒り方をしたことがあったんですね。だけど、これが実子が生まれてからは、子どもやったらこんなときは仕方ないかって思えたりね。

#54 継母 (40代)

やっぱりかわいいですね。自分のお腹を痛めて産んだ子ってね。でも逆に、息子を育てる過程でね、小学校1年生に息子がなったときには、あのときはこんな気持ちだったんだなって、逆に娘たちの気持ちがわかるようになったっていうことが大きかった。やっぱり親って、初めから親になるんじゃないかって、育てていく過程で親になっていくんだなって、そこがわかりました。

良い母親になろうとし、しつけの面でも継子に対して理想の高い要求をしていたが、実子が誕生し子どもの感覚がわかると、継子への要求を和らげられた。また、実子と継子の差異を感じながらも、実子を通して継子との関係を再体験することで、継子への理解に近

づいた。母親にならなくては、と急かされ焦ってしまいがちにもなるが、そういった関係が築かれるまでに時間がかかるのである。さらに、現夫婦間の子どもの誕生によって、継母自身の家族の中での自己イメージが変容していたケースもあった。

#22 継母 (30代)

私は結婚前に主人と子どもの関係がすごく良かったのでね、私もこの家族の一員になりたいなって思ったんですよ。だけど、実際には何の繋がりもないじゃないですか。だから部外者だったんですよ。 (中略) 実子が産まれてからはよく (実子と継子が) 「似てるね」って言われると、「あ、繋がってるわ」っていうふうに。つまりところ、私よりも子どもにとってお姉ちゃんなわけでしょ？だから、(自分と) 繋がってるわって思えて。その辺で近いものを感じるようになったっていう…。

ステップファミリーでは、夫婦関係よりも先に築かれている深い実親子関係に、継母が入り込めないといった疎外感を抱きがちになるということは、前にも指摘した。その状況をこの継母は、自分とは (血縁の) 繋がりが無いから、「部外者」だと自己定義していた。しかし、実子の誕生が継母子間にも新たな関係を生み出すことによって (新たに生まれた子にとって継子は血縁のあるきょうだいということになり、この子どもを媒介した血縁の繋がりが継母子間にできるため)、継子に対しても親密さを感じられるようになっていた。

4. まとめ

以上は、初婚継母が結婚前に抱く期待と、それが打ち砕かれるという現実とのギャップが、初婚継母のいるステップファミリーでどのように生じるのかについて、考察してきた。初婚継母が結婚前に抱く期待は、総じてパートナーとの夫婦関係を重視しているものであった。子育て経験のない継母には、結婚前に、母親になることへの現実的な想像ができないうし、わからない。母親役割を期待され、継子の母親を目指さなくてはならなくなるが、役割モデルも見つからない。継母役割を定義づける社会的コンセンサスがないという曖昧な状況の中で、この母親役割を求めるプロセスから脱却するためには、自らの役割を新しく形成していかななくてはならない。

今回の調査対象のなかで、比較的、継母子間の信頼関係ができていて、家族関係も良好と思われた数ケースに共通するのは、パートナーが介在せず、継母と継子だけの時間を意識的に多く作るようにしたり、本気の「ケンカ」や「ぶつかり合い」を通して心の裏表をさらけ出すようなコミュニケーションをしている、など、継母子関係形成が長期的・継続的に行われていた。こういった関わり合いのなかから、継母が家族の中でどのような存在なのか、どんな役割を担うのか、個々の家族の中で徐々に明確化していったと考えられる。

このような継母子関係形成のプロセスの中でも、現夫婦間に新たに子どもが誕生することは、子育て経験のない初婚継母にとって大きなターニングポイントになるようである。また今回の調査では、ステップファミリー形成の過程で、継子が継母に対してどのような呼称で呼びかけるかが変化するケースも多数みられた。継母役割が形成・変容し、家族内で定着するプロセスを捉える視点からも、この点はとても興味深い。これらの点については、今後さらに分析を進める余地が大いに残されている。 (菊地真理)

第4章 ステップファミリーにみる夫婦関係構築の困難

1. はじめに

初婚同士のカップルの多くは、その関係がロマンチックなものであるかどうかにかかわらず、また、法律的な関係であるかどうかにかかわらず、子どもの誕生に先立ってカップル関係もしくは夫婦関係が形成されている。一方、ステップファミリーはカップル関係もしくは夫婦関係の成立に先行して親子関係が形成されている点において、困難を抱えやすいとされている。

加えて、子どもの誕生そのものも初婚カップルにとってさえ、夫婦関係を良好にするとは言い難い。これまでの夫婦関係に関する研究結果から見て、夫婦関係満足度の分析において、子の誕生は負の影響をもたらすものとされている。さらに家族発達論では、ライフステージの移行の際には、異なった発達課題に対処していく必要があり、家族の役割構造を含めて家族関係の調整が必要となるとされている。ステップファミリーは、その発達課題を同時に対処していかなければならない状況におかれている。

このことから、ステップファミリーにおける夫婦関係の構築がいかに困難であるかが予測されるのである。ここでは二人の出会い、結婚への移行、結婚生活の分業状態や家計の状態について整理しながら、どのように夫婦関係が構築されていくのかを考察していく。

2. 出会いから結婚へ

(1) 出会い

出会いのパターンは様々である。以前からの知り合いであったり、友人や知人からの紹介であったり、趣味のサークルのような集まりで知り合ったり、様々である。今回の調査では、インターネットによる出会いも少なくなかった。それはこのデータの傾向でもあるが、子どもがいる者にとって、インターネットは利用しやすい媒体であることが一因となっている。例えば、子どもの就寝後に、自宅で、同じ趣味を持つ者との対話、同じひとり親としての対話が、インターネットでは容易なのである。つまり、時間・場所・「同じ立場」での対話が、インターネットの利用となっているのである。

「同じ立場」の者を探すのにはいくつかの理由がある。もっとも大きな理由は、互いの苦労を共感しあえること、今一つの理由は、ひとり親であることを引け目と感ぜずにすむことであろう。そして似たもの同士の方が、コミュニケーションがとりやすいこともあるだろう。

一方で、一般に、男女の出会い、つまり恋愛市場、結婚市場において、再婚であること・子どもがいることは、個人の価値を引き下げることになると考えられている。現在20代の実父(#1)、40代の継母(#62)、20代の実母(#28)は再婚相手を選択した当時の状況について、それぞれ次のように語っている。

つらい…そうですね、うちの両親もそうだったけど、『バツイチで子どもも2人いるんだから、やっぱりバツイチの人と一緒にになりなさい』と逆にそういう考えになっちゃってんですよね。それもちよっとなんか変だなと思うんですけどね。自分の周りは年いってる人が多いから、そういう考えの人がかなり半数以上。

でも30歳になるころにもう、その間勤めていた会社の上司からも二、三お見合いの話はあったんですけど、初婚の男性で、私は一度そういうあれがあったので、ひけめというか、もしも再婚するなら、同じ死別の人だったら、自分の気持ちが、対等に結婚できるかなというのが何となくありまして。

…まあ、うちの両親からしてみれば、逆にありがたいですよ。要するにバツイチの子持ちなんかと結婚してくれて、っていう、そういう気持ちでしょうね…。うーん、申し訳ないっていう。だから、反対とかっていうのはもう、逆に相手を思って反対、っていうのはもうありますね、初婚だし、向こうの両親に申し訳ないっていう。

再婚・子持ち以外にも、たとえば、容姿、学歴、収入のように、恋愛市場や結婚市場での価値をきめる要素はいくつもある。とくに、現在でも同じ学歴もしくは男性の方が少しだけ高い学歴の組み合わせのカップルによる結婚（同類婚）が多いことは周知の事実である。学生時代の友人ネットワークあるいは職場の人を中心としたネットワークが同じ学歴の者で構成されやすいことが、同類婚が多い実質的な理由であるにせよ、「似たもの同士」がよいとする価値観もあるだろう。

初婚の人と結婚した再婚者の中には、「初婚の人に対してわるい」、「自分の子どもの世話をさせてしまう」、「自分の子どもを養ってもらうことになる」などの引け目を感じる者が少なくない。一方、だからこそ「再婚同士であれば対等である」とする考え方につながってしまっているのだが、後述するように、再婚同士であれば家庭内で二人が同じ立場に立てることにはならないのである。

（2）交際そして結婚への移行

カップルのつきあい方には、二人の関係を一番においたカップル中心のつきあいもあれば、子ども優先で子どもを常に同伴するつきあいもある。しかし、カップルのうちの少なくとも一方は、結婚を前提として交際していることが多い。したがって、カップル中心のつきあいでも子ども優先のつきあいでも、（自分が）子どものためにいい親になれるかどうか、（相手は）子どものためにいい親になりそうかどうかを見極める作業がなされている。

その結果、「なんとかなるだろう」と思って結婚に移行したカップル、「不安だったが、彼に押し切られて…」結婚に移行したカップル、「うまくいくと思って」結婚に移行したカップルなど、多様である。そしてほとんどの場合、出会ってから、あるいは交際を始めてから結婚までの期間がきわめて短い。SAJのLEAVESステップママアンサーブック（2004）によると、結婚までの交際期間は平均で1年3ヶ月である。分布をみると、半年以内、一年以内にもっとも多くの回答者が集まっている。今回の調査でも交際期間が短いカップルが多かった。交際し始めて3ヶ月後に子ども2人ずつを連れての再婚した30代の実継母（#53）、本人は子ども1人、夫は子ども2人を連れて交際から1年以内に再婚した40歳代の実継母（#40）は、それぞれ次のように語っている。

〔結婚しようと思った直接のきっかけは？〕やはり子どもの進学がきっかけなんです

けど、私は（前の夫との離婚後）自分の実家に帰っていたんです。私の両親がすごく甘くて、私の思うような子育てができなかったので、[子ども達に甘い?] そうです。それでとにかく家を出て自分の思ったように育てたいという考えがあったんですが、なかなか経済的にそういうわけにもいかずに、親を頼って一緒に住んでいましたので、ちょうどいい方が目の前にいて、いいかなとその時思っただけで出たのがきっかけです。

[すぐに結婚は決めたんですか?] 相手の人柄よりも男の子が二人いて、子育てをしなくちゃいけないということがすごく引っかかかっていて、すぐには…。でも自分もある程度年齢がいつているし、何年も付き合ってもそれだけ子供たちも成長していつてしまうし、そんなにのんびりもしてられないというのもあって。女の子しか育てたことがなかったのも男の子二人を育てていくことに自信がなくて…。でも向こうに「大丈夫だから」と押し切られて。私も「大丈夫だから」と言われると「そうかな?」と思って、何とかかなるかなと思って。

上記の例のように、結婚のきっかけとして語られるものの多くは、子どもの入学、子どもの成長である。継母や継父として育てるのであれば、なるべく子どもが小さい方がよいと考えられることが多い。また、学校に入学する前に結婚すれば、子どもは姓や家族構成をかえずにその後の生活を過ごすことができ、学校など周囲との関係がスムーズであるという配慮もあるようだ。その他には、夫の仕事が忙しい、親に反対されその反動として早く結婚したなどの理由が語られている。さらに、その前後では、父子家庭にしる、母子家庭にしる、仕事と家庭を両立することがいかに困難であるか、子育ての協力者がいないことのつらさ、それらのことを理解し合える相手がないことのつらさなどが語られている。つまり、交際から結婚までの期間がきわめて短いもう一つの理由は、ひとり親家庭において子育ての困難、経済的そして精神的なゆとりのなさが、再婚によって形成されるであろう「伝統的な家族」「標準的な家族」を、より一層魅力的なものとし、結婚を急がせることになっているようだ。

3. 役割分業

(1) 妻の離職

調査に回答してくれた多くのステップファミリーでは、よりよい家族になろうと「がんばって」いる。その方法の多くは、「伝統的な家族」「標準的な家族」により近づける努力である。この結婚の前に母子家庭であった場合も、未婚女性であった場合も、ほとんどの妻は仕事を辞めて家庭に入り、妻自身を中心となって家庭内の問題と向き合っている。再婚によって夫の住んでいる地域へ引越し、同時に離職した40代実継母(#14)は以下のように語っている。

もともと、うちの（今の）主人は「家族が一番大事」って言って、私は「仕事が一番大事」って言って。それを、結婚する前ですよ…ずっと言って。私は仕事をしない人生なんて考えられないし、…（中略）…離婚してからまた就職して仕事をやってきたんで、それなりに生活も落ち着いてるわけですから、だから二度と…（中略）…その、最初